

消費者委員会

委員長 後藤卷則 殿

2023年5月15日

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 加藤進一郎



## 第1 意見の趣旨

消費者委員会は、関係各省庁に対し、ポンジ・スキームなど破綻必至の悪質商法について、行政庁が解散命令を発出することができる制度整備を行うことなど、速やかに対策を講じることを内容とする建議を行うべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 令和4年3月に、消費者委員会において、消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ（第3弾、以下「WG」という）が立ち上がり、悪質商法における被害回復の実効性確保策が議論されてきた。

当研究会は、WGの中間とりまとめに向けて、2022年8月5日付「ポンジ・スキームを行う法人に対し行政庁が解散命令を発出することができるよう制度整備を行うことを求める意見書」において、利益の還元や配当等を装って多数の者から資金を集め、実際には、その資金を運用する事業や運用対象となる物品が存在しないか形骸化又は著しく不足しており、別の者から集めた資金の一部を他の者に分配する構造になっている詐欺的商法（以下、「ポンジ・スキーム」という）を行う法人に対し、行政庁が解散命令を発出することができる制度整備を行うことを盛り込むべきとの意見を表明した。

WGは、中間とりまとめにおいて、①高配当・高利益が得られることをうたうことによって多数の消費者を強力に誘引し、多数の者から多額の出資ないし投資を受けるものの、②事業による利益が上がらずに、約束した配当ないし利益の提供ができない状態になると、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行わざるを得ない状況に陥り、そのために新たな出資者を集め、

③出資が増えるほど、配当ないし利益の提供をしなければならない金額が増えるため、更に出資者を集めて被害が拡大するという悪循環に陥る構造にある商法を、破綻必至の悪質商法とし、これに対して、損害の拡大防止、調査権限・情報収集能力の拡充、財産保全制度の整備が必要としている。

当研究会に対するヒアリングが行われた第42回のWGでも、ポンジ・スキームなど破綻必至の悪質商法を行う法人に対して、一刻も早く事業活動を停止させることの必要性については委員間で認識が共有されたところである。

2 ポンジ・スキームなど破綻必至の悪質商法は、多数の消費者に被害を生じさせ、その救済を困難とするところ、消費者庁及び消費者委員会設置法附則6項は「政府は、消費者庁関連3法の施行後3年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」として、対応を求めていたところである。

また、消費者庁は、消費者の財産被害に係る行政手法研究会において、平成25年6月に「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」をとりまとめ、悪質商法事案について行政がその発生又は拡大の防止及び被害の救済のために考えられる手法の検討を行い、「具体的な法律上の手当を念頭に置いて、必要な分野についての制度設計の検討がなされるべきである」とし、「導入すべき具体的な手法・制度について検討を深め、優先順位が高いものから、早期に必要な法整備が着実に進められていくことが期待される、とした。

しかし、ポンジ・スキームなど破綻必至の悪質商法に対する制度整備についての具体的な動きは未だ見られず、WGにおいても議論されたとおり、近時多数の消費者に被害がおよぶ破綻必至の悪質商法が次々と繰り返し発生しており、これ以上制度整備を放置し続けることは許されない。

当研究会は、ポンジ・スキームを行う法人に対し、行政庁が解散命令を発出することができる制度整備を行うことを求めるものであるが、それにとどまることなく、関係各省庁は速やかに対策を講じるべきであり、消費者委員会は関係各省庁に対し、その旨を求める建議を行うべきである。

以上